

第49号議案

群馬県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則について

このことについて、次のとおり決定されたく提出いたします。

令和6年2月13日

群馬県教育委員会
教育長 平田 郁美

群馬県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則について

1 制定の概要

令和6年度に、県立学校へコミュニティ・スクールを導入（学校運営協議会を設置）するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。）第四十七条の五第一項に規定する学校運営協議会について、必要な事項を定める規則を制定する。

2 制定の理由等

- ・ 平成29年3月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、学校運営協議会の設置が努力義務化された。
- ・ 令和6年度に、県立高校2校、県立特別支援学校3校をモデル校に指定し、制度の在り方や効果的な運営方法等を検証していく。

3 施行期日

令和6年4月1日

群馬県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則をここに公布する。

令和六年 月 日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

群馬県教育委員会規則第 号

群馬県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号。以下「法」という。）第四十七条の五第一項に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

第二条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、群馬県教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者、地域住民等の学校運営への参画並びに保護者、地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と保護者、地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善並びに幼児、児童及び生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第三条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くよう努めるものとする。ただし、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定により中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施す場合その他教育委員会が二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、二以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

（学校運営に関する基本的な方針の承認）

第四条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- 一 目指す学校像に関する事項
- 二 重点目標に関する事項
- 三 教育課程に関する事項
- 四 その他校長が必要と定める事項

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

（学校運営等に関する意見の申出）

第五条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、第二条に定める趣旨を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に關して学校運営の基本的な方針の実現に資する事項（特定の個人に係るものを除

き、対象学校の教育上の課題を踏まえた建設的かつ一般的な意見に限る。）について、教育委員会に対して、意見を述べることができる。

3 協議会は、前二項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

（学校運営等に関する評価）

第六条 協議会は、毎年度一回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

（住民の参画の促進等のための情報提供）

第七条 協議会は、対象学校の運営について、保護者、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果を保護者、地域住民等に提供するよう努めなければならない。

（委員の任命）

第八条 協議会の委員は、十二名以内とし、次に掲げる者のうちから対象学校の校長の推薦により、教育委員会が任命する。

一 地域住民

二 保護者

三 対象学校の運営に資する活動を行う者

四 対象学校の校長

五 対象学校の教職員

六 学識経験者

七 関係行政機関の職員

八 その他教育委員会が適当と認める者

2 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は、新たな委員を任命するものとする。

3 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

（守秘義務等）

第九条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

二 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

三 その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

（任期）

第十条 委員の任期は、任命の日からその年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 第八条第二項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（報酬）

第十一条 委員の報酬は、別に定める。

（会長及び副会長）

第十二条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長及び教職員は、会長となることができない。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行するものとする。

(議事)

第十三条 協議会は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第十四条 協議会の会議は、次に掲げる場合を除き公開する。

一 対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について協議するとき。

二 その他特別の事情により協議会が必要と認めたとき。

2 協議会の会議を傍聴しようとする者(次項において「傍聴人」という。)は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第十五条 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割、責任等について正しい理解を得るため、必要に応じて研修を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するための必要な措置)

第十六条 教育委員会は、協議会の運営状況についての確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことにより対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第十七条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

一 本人から辞任の申出があった場合

二 第九条(第一項後段を除く。)の規定に反した場合

三 その他解任に相当する事由があると認められる場合

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。(委任)

第十八条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営その他協議会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。